

使用料の見直し（案）

公の施設の名称	大分スポーツ公園
---------	----------

以下は令和8年第1回定例県議会へ提案した条例改正案の内容です。
県議会で条例が可決された場合、令和8年4月1日から施行する予定です。

（単位：円）

使用料の名称・区分		単位	料金		
			改定前	改定後（案）	改定見込額
公園施設の設置に係る使用料		m ² /年	500	500	0
公園施設の管理に係る使用料		m ² /年	19,400	19,400	0
公園の占用に係る使用料	電柱及びその支柱	本/年	675	675	0
	電話柱（電柱であるものを除く。）	電気通信事業法施行令別表第1に定める額			-
	その他の柱類	本/年	250	250	0
	電線その他これに類するもの	m/年	50	50	0
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	m ² /年	500	500	0
	水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの				
	外径が0.4m未満のもの	m/年	100	100	0
	外径が0.4m以上1m未満のもの	m/年	250	250	0
	外径が1m以上のもの	m/年	500	500	0
	郵便差出箱	m ² /年	500	500	0
	競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物	m ² /日	5	5	0
	その他のもの				
	地下に設けられるもの	m ² /年	250	250	0
地上に設けられるもの	m ² /月	50	50	0	

(単位：円)

使用料の名称・区分	単位	料金			
		改定前	改定後(案)	改定見込額	
大分県都市公園 条例(昭和53年 大分県条例第20 号)第2条第1項 の行為に係る使 用料	物品の販売、募金その他これらに類する行為	件/日	190	<u>210</u>	20
	業として行う撮影				
	写真	日	190	<u>210</u>	20
	映画	日	8,300	<u>9,150</u>	850
	興行、競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催し のために駐車場を利用する場合	m ² /日	5	5	0
	広告物の表示				
	大型映像装置によるもの	件/日	59,900	<u>66,000</u>	6,100
	電光掲示装置によるもの	件/日	14,800	<u>16,300</u>	1,500
その他のもの	m ² /日	2,400	<u>2,650</u>	250	

【備考】

改正前	改正後(案)
1 1年の単位で示したものについて、占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもつて計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、1月単位で示したものについて、占用の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算する。	1 (同左)
2 面積又は長さの単位未満の数値又は単位未満の端数は、単位の数値に切り上げる。	2 (同左)

<有料公園施設の利用に係る使用料>

(単位：円)

使用料の名称・区分		単位	料金		
			改定前	改定後(案)	改定見込額
総合競技場	フィールド				
	専用使用する場合				
	観覧席を全部使用する場合	時間	30,200	<u>32,600</u>	2,400
	観覧席を使用しない場合又はメインスタンドのみを使用する場合	時間	15,100	<u>16,300</u>	1,200

【備考】

改正前	改正後(案)
1 入場料等(入場料、会費その他名称のいかんを問わず入場者から徴収する入場の対価をいう。)を徴収して利用する場合の使用料の額は、1人当たりの入場料等の額(2種類以上ある場合は、その最高額)に、300(アマチュアスポーツに使用する場合にあつては100)を乗じて得た額を上記使用料の額に加算した額とする。	1 (同左)
2 高等学校の生徒、中学校の生徒、小学校の児童及びこれらに準ずる者並びに幼児(4歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。)が専ら利用する場合の使用料の額は、上記使用料の額又は前項の規定により算出した額にそれぞれ50/100を乗じて得た額とする。	2 (同左)

(単位：円)

使用料の名称・区分		単位	料金		
			改定前	改定後(案)	改定見込額
総合競技場	フィールド				
	個人使用する場合				
		人/回	100	100	0
	共通回数券で利用する場合	人(11回)	1,050	1,050	0

【備考】

改正前	改正後（案）
1 「共通回数券」とは、総合競技場のフィールド又はサブ競技場のフィールドのいずれを利用する場合においても使用することができる回数券をいう。	1 （同左）
2 高等学校の生徒、中学校の生徒、小学校の児童及びこれらに準ずる者が利用する場合の使用料の額は、上記使用料の額に50/100を乗じて得た額とする。	2 （同左）

（単位：円）

使用料の名称・区分		単位	料金		
			改定前	改定後（案）	改定見込額
総合競技場	附属設備				
	照明設備	2,000ルクス/時間	21,900	<u>22,300</u>	400
		1,500ルクス/時間	21,200	<u>21,600</u>	400
		750ルクス/時間	10,700	<u>11,100</u>	400
		500ルクス/時間	8,300	<u>8,700</u>	400
		350ルクス/時間	6,400	<u>6,800</u>	400
		200ルクス/時間	5,500	<u>5,900</u>	400
		150ルクス/時間	4,050	<u>4,450</u>	400
	放送設備	時間	1,150	1,150	0
	大型映像装置	時間	13,600	13,600	0
	電光掲示装置	時間	1,400	1,400	0
	可動屋根	開閉1回	28,100	28,100	0
	ウォールカーテン	時間/一式	420	420	0
	芝保護板	時間/一式	260	260	0
電源装置	1キロワット/時間	20	20	0	

(単位：円)

使用料の名称・区分		単位	料金			
			改定前	改定後（案）	改定見込額	
総合競技場	ドーピングテスト室	時間	470	470	0	
	インタビュー室	時間	1,100	1,100	0	
	選手更衣室	日/室	3,750	3,750	0	
	マッサージ室	時間/室	210	210	0	
	指導員室	時間/室	210	210	0	
	写真判定室	日/室	15,700	15,700	0	
	一般更衣室	大	日	9,550	9,550	0
		中	日	6,700	6,700	0
小		日	2,800	2,800	0	
個人使用する場合		人/回	100	100	0	

(単位：円)

使用料の名称・区分		単位	料金			
			改定前	改定後（案）	改定見込額	
総合競技場	トレーニング室	専用使用する場合	時間/室	1,450	1,450	0
		個人使用する場合	人/回	310	310	0
		個人使用する場合（回数券で利用する場合に限る）	人（11回）	3,150	3,150	0

【備考】

改正前	改正後（案）
1 高等学校の生徒、中学校の生徒、小学校の児童及びこれらに準ずる者が利用する場合の使用料の額は、上記使用料の額に50/100を乗じて得た額とする。	1 （同左）

(単位：円)

使用料の名称・区分		単位	料金			
			改定前	改定後(案)	改定見込額	
総合競技場	競技本部室		時間	580	580	0
	競技運営室	大	時間	1,050	1,050	0
		中	時間/室	780	780	0
		小	時間/室	630	630	0
	特別室		時間	23,500	23,500	0
	特別観覧室	大	時間	2,100	2,100	0
		小	時間/室	1,350	1,350	0
	会議室	特別	時間	2,100	2,100	0
		大	時間/室	1,250	1,250	0
		中	時間/室	840	840	0
		小	時間	420	420	0
	チケット売場		時間/室	160	160	0
	陸上競技用具					
	専用使用する場合		日/一式	20,900	20,900	0
個人使用する 場合	スターティングブロック		台/日	60	60	0
	ハードル		組/日	100	<u>110</u>	10
	3,000m障害物移動障害物		組/日	100	<u>110</u>	10
	走り高跳び用具		組/日	210	<u>220</u>	10
	棒高跳び用具		組/日	210	<u>220</u>	10

(単位：円)

使用料の名称・区分			単位	料金		
				改定前	改定後（案）	改定見込額
サッカー・ラグビー場	フィールド	アマチュアスポーツに使用する場合	時間/面	3,150	<u>3,550</u>	400
		その他に使用する場合	時間/面	9,400	<u>10,600</u>	1,200

【備考】

改正前	改正後（案）
1 高等学校の生徒、中学校の生徒、小学校の児童及びこれらに準ずる者並びに幼児（4歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。）が専ら利用する場合の使用料の額は、上記使用料の額に50/100を乗じて得た額とする。	1 （同左）

(単位：円)

使用料の名称・区分			単位	料金		
				改定前	改定後（案）	改定見込額
サッカー・ラグビー場	照明設備	全部点灯	時間	4,050	<u>4,450</u>	400
		1/2点灯	時間	2,200	<u>2,600</u>	400
		1/3点灯	時間	1,600	<u>2,000</u>	400
	第一管理棟	更衣室	日/室	2,250	2,250	0
		運営室	時間/室	210	210	0
	第二管理棟	更衣室	日	260	260	0
		浴室及びシャワー室	日	3,850	3,850	0
		マッサージ室	時間	60	60	0
		会議室	時間	100	<u>120</u>	20

(単位：円)

使用料の名称・区分			単位	料金		
				改定前	改定後(案)	改定見込額
野球場	グラウンド	アマチュアスポーツに使用する場合	時間	2,700	2,700	0
		その他に使用する場合	時間	13,600	13,600	0

【備考】

改正前	改正後(案)
1 高等学校の生徒、中学校の生徒、小学校の児童及びこれらに準ずる者並びに幼児(4歳から小学校に就学の始期に達するまでの者をいう。)が専ら利用する場合の使用料の額は、上記使用料の額に50/100を乗じて得た額とする。	1 (同左)

(単位：円)

使用料の名称・区分			単位	料金		
				改定前	改定後(案)	改定見込額
野球場	附属設備					
	照明設備	内野照度	750ルクス/時間	3,850	<u>4,150</u>	300
			500ルクス/時間	2,600	<u>2,900</u>	300
			300ルクス/時間	1,900	<u>2,200</u>	300
	スコアボード設備		試合	1,450	1,450	0
	放送設備		試合	630	630	0
	シャワー設備		人/回	100	100	0
	ミーティング室		時間	310	<u>340</u>	30
本部・役員室		時間	520	<u>530</u>	10	

(単位：円)

使用料の名称・区分		単位	料金		
			改定前	改定後(案)	改定見込額
投てき場	フィールド	時間	420	420	0

【備考】

改正前	改正後(案)
1 高等学校の生徒、中学校の生徒、小学校の児童及びこれらに準ずる者並びに幼児（4歳から小学校に就学の始期に達するまでの者をいう。）が専ら利用する場合の使用料の額は、上記使用料の額に50/100を乗じて得た額とする。	1 (同左)

(単位：円)

使用料の名称・区分		単位	料金			
			改定前	改定後(案)	改定見込み額	
投てき場	陸上競技用具	ハンマー	個/日	100	100	0
		やり	本/日	100	100	0
		円盤	個/日	100	100	0
		砲丸	個/日	100	100	0

(単位：円)

使用料の名称・区分			単位	料金		
				改定前	改定後(案)	改定見込額
サブ競技場	フィールド	専用使用する場合	時間	3,150	3,550	400

【備考】

改正前	改正後(案)
1 高等学校の生徒、中学校の生徒、小学校の児童及びこれらに準ずる者並びに幼児（4歳から小学校に就学の始期に達するまでの者をいう。）が専ら利用する場合の使用料の額は、上記使用料の額に50/100を乗じて得た額とする。	1 (同左)

(単位：円)

使用料の名称・区分		単位	料金			
			改定前	改定後(案)	改定見込額	
サブ競技場	フィールド	個人使用する場合	人/回	100	100	0
		個人使用する場合(回数券で利用する場合に限る)	人(11回)	1,050	1,050	0

【備考】

改正前	改正後(案)
1 「共通回数券」とは、総合競技場のフィールド又はサブ競技場のフィールドのいずれを利用する場合においても使用することができる回数券をいう。	1 (同左)
2 高等学校の生徒、中学校の生徒、小学校の児童及びこれらに準ずる者が利用する場合の使用料の額は、上記使用料の額に50/100を乗じて得た額とする。	2 (同左)

(単位：円)

使用料の名称・区分		単位	料金			
			改定前	改定後(案)	改定見込額	
サブ競技場	陸上競技用具	専用使用する場合	日/一式	20,900	20,900	0
		個人使用する場合				
		スターティングブロック	台/日	60	60	0
		ハードル	組/日	100	110	10
		走り高跳び用具	組/日	210	220	10
		棒高跳び用具	組/日	210	220	10

(単位：円)

使用料の名称・区分		単位	料金		
			改定前	改定後（案）	改定見込額
テニスコート	一面	時間	420	420	0

【備考】

改正前	改正後（案）
1 高等学校の生徒、中学校の生徒、小学校の児童及びこれらに準ずる者並びに幼児（4歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。）が専ら利用する場合の使用料の額は、上記使用料の額に50/100を乗じて得た額とする。	1 （同左）

(単位：円)

使用料の名称・区分		単位	料金			
			改定前	改定後（案）	改定見込額	
テニスコート	照明設備	500ルクス（時間/面）	630	630	0	
		250ルクス（時間/面）	310	310	0	
	運営棟	全部を使用する場合	時間	420	420	0
		1/2を使用する場合	時間	210	210	0
	管理棟	交流室	時間	210	210	0
		シャワー設備	人/回	100	100	0

(単位：円)

使用料の名称・区分		単位	料金		
			改定前	改定後（案）	改定見込額
多目的運動広場	全面	時間	1,250	1,250	0
	半面	時間	630	630	0

【備考】

改正前	改正後（案）
1 高等学校の生徒、中学校の生徒、小学校の児童及びこれらに準ずる者並びに幼児（4歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。）が専ら利用する場合の使用料の額は、上記使用料の額に50/100を乗じて得た額とする。	1 （同左）

(単位：円)

使用料の名称・区分		単位	料金		
			改定前	改定後（案）	改定見込額
大芝生広場ステージの附属設備	照明設備	時間	60	60	0
	電源装置	時間	160	190	30